

免許証の受取と家畜商営業保証金の供託手続き

申請手続後、家畜商名簿への登録が完了しましたら電話にてご連絡します。

新規申請の場合は、家畜商免許証登録番号及び登録年月日をお伝えします。これらの情報は、営業保証金の供託手続きの際に必要なになりますので、お控え下さい。

家畜商の営業を開始するためには、家畜商法第 10 条の 2 第 1 項（従事者が増える場合には第 10 条の 5 第 1 項）に規定された営業保証金を供託する必要があります。

新規申請又は従業者増員の場合、東京都では、免許証をお渡しする前に、東京法務局において、営業保証金の供託手続きをお願いしております。従事者 1 名の場合 20,000 円、従事者が更に 1 名増えるごとに 10,000 円ずつ加算されます。

詳細は東京法務局にお問い合わせ下さい。

免許証受取の際、東京法務局発行の供託書（原本及び写し）と、営業保証金供託届出書をお持ち下さい。

引き替えに免許証をお渡しいたします。なお、従業者増員以外の書換交付申請、再交付申請の場合はこれらの手続きは不要ですので、免許証を受け取りにお越し下さい。